

公営施設の個人演説会等開催について

1 個人演説会等の申出（令 112 条）

候補者等の立候補の届出、名簿の届出をしてから、個人演説会等を開催しようとする 2 日前までに選挙管理委員会に申出をすることになっております。

※ 正式な申請書類は施設では直接お受けにならないようお願いします。

2 施設管理者に対する通知（令 115 条）

選挙管理委員会は、候補者等より申出のあった施設に対し申出通知書と可・否通知書を施設管理者宛に送ります。

※ 申請時点で選挙管理委員会が施設管理者にその日の会場の都合を電話で問合せをし、選挙管理委員会が施設管理者宛へ通知書を送ります。

3 個人演説会等開催の可・否の通知（令 117 条）

施設管理者は、選挙管理委員会より送られてきた申出書を受けると同時に会場の使用の可・否を決定し、選挙管理委員会及び候補者等に可・否通知書を送っていました。

4 個人演説会場の設備（令 119 条）

申出のあった会場については、その日時に開催できるよう設備をしてください。

なお、個人演説会利用時間は、準備時間を含めて 1 回 5 時間以内と定められています。

5 個人演説会の施設の無料使用（法 164 条）

公職の候補者 1 人につき、同一施設ごとに 1 回目の使用料は無料となります。

同一施設を 2 回以上使用する場合は、2 回目以降の使用料は候補者が負担することになります。

（1 施設に複数の会場がある場合、2 回目が別の会場であっても有料です）

※ 個人演説会場として、指定された会場及び指定された設備について、候補者の初回使用料が無料となりますので、指定していない照明や音響等の設備を使用する場合は、指定外のものについて候補者の負担となります。

6 個人演説会の施設の公営に要する費用（令 123 条）

個人演説会開催に伴い候補者の使用料を無料とした場合、使用料相当額を選挙管

理委員会が公費負担します。

※ 選挙終了後、請求書（納付書）により、選挙管理委員会で会場使用料相当額をお支払いいたします。（概ね請求書受領から、2～3週間後に支払います。）

なお、市長選挙及び市議会議員選挙については、市が設置する施設へは公費負担ではなく減免となります。（主催事業扱い）

7. 個人演説会等の会場の掲示（法 164 条の 2）

国政選挙及び県知事選挙では、公職の候補者は、個人演説会の開催中、定められた大きさの立札・看板の類を会場前の公衆の見やすい所に掲示しなければなりません。

8. 候補者名が入った文書の掲示制限（法 143 条）

施設利用の予約状況を公表している施設で、個人演説会の開催に関し、候補者名を付して公表する場合、他の利用者と同様の扱いであっても、選挙運動期間中は規制を受ける場合があります。

ネット選挙の一部緩和により、ホームページ等で公表する場合は、規制外となります。紙面を掲示する公表方法の場合は、「○○○（候補者名）個人演説会」ではなく、「個人演説会」等のように候補者名を付さないほうが良いでしょう。

公職選挙法（昭和25年4月15日号外法律第100号）

最終改正：平成29年6月21日法律第66号

改正内容：平成28年5月27日号外法律第49号 [平成29年7月16日]

(公営施設使用の個人演説会等)

第一百六十二条 公職の候補者（衆議院比例代表選出議員の選挙における候補者で当該選挙と同時に行われる衆議院小選挙区選出議員の選挙における候補者である者以外のものを除く。次条から第一百六十四条の三までにおいて同じ。）、候補者届出政党及び衆議院名簿届出政党等は、次に掲げる施設（候補者届出政党にあつてはその届け出た候補者に係る選挙区を包括する都道府県の区域内にあるもの、衆議院名簿届出政党等にあつてはその届け出た衆議院名簿に係る選挙区の区域内にあるものに限る。）を使用して、個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催することができる。

- 一 学校及び公民館（社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第二十一条に規定する公民館をいう。）
 - 二 地方公共団体の管理に属する公会堂
 - 三 前二号のほか、市町村の選挙管理委員会の指定する施設
- 2 前項の施設については、政令の定めるところにより、その管理者において、必要な設備をしなければならない。
 - 3 市町村の選挙管理委員会は、第一項第三号の施設の指定をしたときは、直ちに、都道府県の選挙管理委員会に、報告しなければならない。
 - 4 前項の報告があつたときは、都道府県の選挙管理委員会は、その旨を告示しなければならない。

【公職選挙法 逐条解説より抜粋】

学校とは、学校教育法第1条に規定する学校であって（法第140の2第2項）、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校である。この場合、国立、公立、私立の別を問わない。

公民館とは、社会教育法第21条に規定する公民館であって、市町村又は公民館の設置を目的とする一般社団法人又は一般財団法人が設置したものをいう。

学校及び公民館は、何らの手続を要せずして、法律上当然に個人演説会等を開催することができる公営施設となる。

<公職選挙法>

- 百四十条の二 何人も、選挙運動のため、連呼行為をすることができない。ただし、演説会場及び街頭演説（演説を含む。）の場所においてする場合並びに午前八時から午後八時までの間に限り、次条の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上においてする場合は、この限りでない。
- 2 前項ただし書の規定により選挙運動のための連呼行為をする者は、学校（学校教育法第一条に規定する学校及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。）及び病院、診療所その他の療養施設の周辺においては、静穏を保持するように努めなければならない。

選挙法施行令（昭和25年4月20日号外政令第89号）

改正：平成30年3月22日号外政令第54号

E内容：平成30年3月22日号外政令第54号 [平成30年4月1日]

(個人演説会等の施設の設備)

百十九条 第百十五条の規定による通知があつた場合においては、第一百十六条の規定に該当する場合を除くほか、個人演説会等の施設の管理者は、個人演説会等の施設に照明の設備、演壇、聴衆席等個人演説会等開催のために必要な設備（暖房の設備を除く。）をしなければならない。ただし、次条第一項の規定により費用を納付すべき公職の候補者等がこれを納付しない場合においては、この限りでない。

個人演説会等の施設の管理者は、市町村の選挙管理委員会の承諾を得て、前項の規定によつてする設備の程度その他施設（設備を含む。）の使用に関する定めを設けて、あらかじめこれを公表しなければならない。

公職の候補者等は、第一項の規定による設備のほか、自ら個人演説会等の開催のために必要な設備をすることができる。

(個人演説会等の施設の使用に関する費用の納付)

百二十条 公職の候補者等は、第百十七条の規定により個人演説会等を開催することができる旨の通知を受けた場合においては、法第百六十四条の規定により個人演説会の施設を無料で使用する場合を除き、当該個人演説会等の施設（前条第一項の規定による設備を含む。）の使用のために必要な費用を、あらかじめ個人演説会等の施設の管理者に納付しなければならない。

個人演説会等の施設の管理者は、公職の候補者等がこれを使用すべき日の前二日までにこれを使用しない旨を申し出た場合又は天災その他やむを得ない事由が生じたためにこれを使用することができなくなつた場合においては、前項の規定により公職の候補者等が納付した納付金を公職の候補者等に返さなければならない。

第一項の規定による納付金は、当該個人演説会等の施設の所有者の収入となるものとする。

(個人演説会等の施設の使用のために納付すべき費用)

百二十二条 前条の規定により公職の候補者等が納付すべき費用の額は、個人演説会等の施設の管理者が市町村の選挙管理委員会の承認を得て定め、あらかじめ公表しなければならない。

都道府県立学校の場合の特例

百二十四条 第百十五条及び第百十七条から第百二十二条までの規定中「個人演説会等の施設の管理者」とあるのは、都道府県立の学校においては「校長」と読み替えるものとする。

個人演説会等施設使用費用額等の公表について

公職選挙法施行令第119条第2項及び第121条の規定により、個人演説会等の施設の使用のために納付すべき費用の額及び施設の設備の状況は、別紙のとおりである。

令和2年10月1日

個人演説会等施設管理者

施設 No.	施設の名称	演説会場 にあてる 場 所	左の 面積	費 用 額												設備の程度その他必要事項									
				4月1日から10月31日まで						11月1日から3月31日まで						聴衆席 の状況		演壇	照明 設備	拡声 器 設備	その他の 定め				
				基本額			拡声器 使用料	合計			基本額			拡声器 使用料	燃料費 加算額	合計									
				平日	休日	平日		休日	平日	休日	平日	休日	平日			平日	休日								
				昼間	夜間	昼間			昼間	夜間	昼間	夜間	昼間			昼間	夜間								
191	明照保育園	多目的室	94	9,112	26,193	27,550			9,112	26,193	27,550	9,112	26,193	27,550		423	9,535	26,616	27,973	30	50	無 有 無			

注: 昼間とは午前8時30分から午後5時30分まで、夜間とは午後5時30分から午後8時30分までをいうものとする。